

国際取引法学会 2022 年度中間報告会

知的財産法制部会 (9月4日(日) 第1セッション 9:00~10:30)

第1報告 (9:00~9:45)

清水久彰 (国際取引法学会会員) 「冒認出願及び共同出願違反に係る移転登録請求権の行使についての一考察」

要旨: 特許法等においては平成23年の改正で、冒認出願・共同出願違反の救済のため「真の権利者」への移転を可能とすべく移転請求権の規定が導入された。しかし、「真の発明者」については権利化後の補正が認められず、わが国では表記上のずれが生じている。発明者の名誉はパリ条約の発明者記載権としてわが国でも保護の対象であり、条約に加盟している他国との比較を通じて現状における問題点を提起しどのような保護が望ましいのかを検討する。

第2報告 (9:45~10:30)

神山智美 (富山大学) 「産地の決定に関する一考察 —地理的表示 (GI) と地域団体商標」

要旨: 地域産品を保護する、および地域産品をブランド化することにより産地化する等の政策が進められている。それを後押しする制度が、地理的表示 (GI) や地域団体商標である。まずは両制度の比較検討を行う。次に、産地の決定の仕方にも種々変更があるし、それが地理的表示 (GI) におけるテロワール概念を合致しているかには疑念もあるところである。まして水産物に関しては、水揚地が産地とされること、および日本の漁港数は2,780 (2022年7月11日: 日韓漁業研究会にて) もあること、さらに、バイオテクノロジーにより合成されるいわゆる「テクノロジーミート (魚肉含む)」の取扱いも含めて、今一度、テロワール概念からの検討を行いたいと考える。